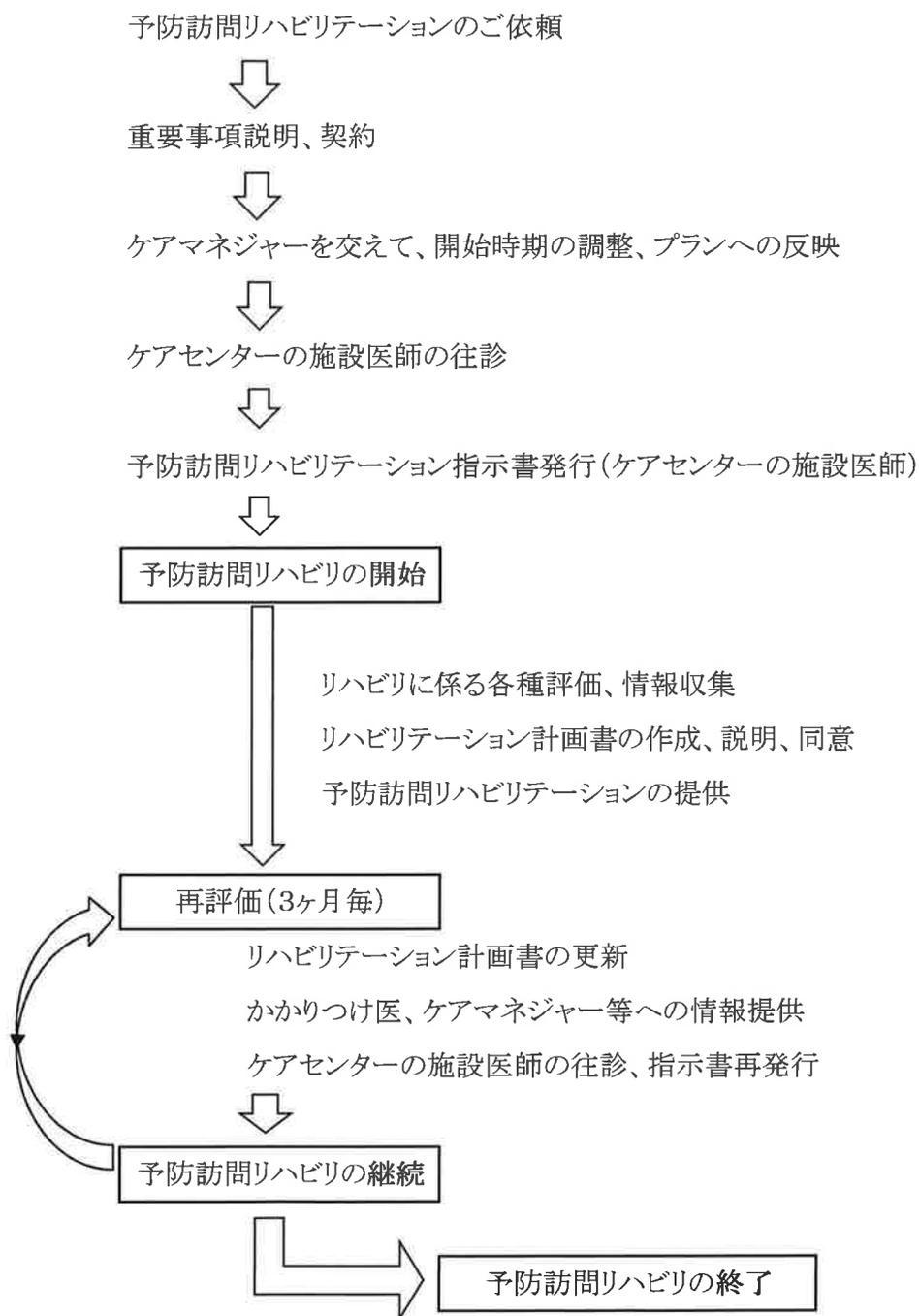


1 予防訪問リハビリのお申し込みからサービス開始～終了まで



- 予防訪問リハビリテーションは、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問し、住み慣れた環境での生活をより良くする介護サービスです。
- サービスは、介護保険制度を適応して提供します。
- 予防訪問リハビリテーションを利用するには、医師の指示書が必要です。
- 主治医や、かかりつけ医の治療方針とケアプランに沿って、他のサービスと連携してリハビリテーションを行いますので、安心して在宅療養が続けられます。
- 駐車スペースがない場合、近隣有料駐車場の料金は利用者様負担となります。

2 予防訪問リハビリテーションの内容

- 1、身体状態の観察
- 2、医師の指示による医療処置、急変時の対応・指導
- 3、医師、他職種との連絡調整
- 4、日常生活への指導・助言
- 5、心身機能、能力の評価・向上・維持
- 6、福祉用具、療養環境、保険・福祉サービス、社会資源活用の援助
- 7、自立支援・活動参加に向けたアプローチ
- 8、本人および介護者に対する介護の助言、精神的援助
- 9、その他、指示・ケアプラン・Needsから必要と考えられるリハビリテーション

3 営業日時のご案内

○営業日 :月曜日～金曜日まで

○休日 :土・日・祝日・12月30日より1月3日

○営業時間:9時00分から17時00分

事業所	社会医療法人 誠光会
事業所の名称	草津ケアセンター訪問リハビリステーション
代表者氏名	濱田 康夫
指定番号	2550680017
事業所の住所	滋賀県草津市野村2丁目13番13号
連絡先	営業時間内 電話 077-567-1122 FAX 077-567-2085 Mail carecenter-reha@seikoukai-sc.or.jp
最寄の駅	JR琵琶湖線 草津駅 徒歩15分

営業地域	草津市内とする
従事者	理学療法士 5 作業療法士 3 言語聴覚士 1
苦情相談窓口	担当者 濱田 康夫 (相談時間) 9～17時 電話番号 077-567-1122 事業所に対して直接苦情相談する以外に、下記の草津市介護保険課、国保連合会介護保険課などに相談、申し出される方法もあります。 草津市 介護保険課 TEL 077-561-2369 滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談 TEL 077-510-6605
第三者評価	現在は実施できていません

ご利用にあたってのお願い	保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。変更のあった場合は必ず、お知らせください。 やむを得ず、訪問の予定変更を希望される場合は必ず前日までにお知らせください。
--------------	---

4 ご利用できる方

在宅療養中で介護認定をリハビリを必要とされる方。

退後の生活や環境に不安のある方、もしくは当事業所の医師が必要と認めた方。

車での訪問を要するお宅は、駐車スペースの確保をお願いします。

※駐車スペースのない場合の近隣有料駐車場をの料金は利用者様負担となります。

5 訪問時間

1回の訪問は20分、40分、60分を目安とした3段階。ケアプランに準じる。

6 利用料

別表1を参照

7 その他

- ・業務で知り得た個人情報、関係者以外へ発信することはありません。
- ・万一の緊急、急変時は1次救命処置の上、かかりつけ医や救急要請等の対応を行います。
- ・当事業所は高齢者虐待予防とハラスメント防止への取り組みを行っています。
- ・感染症に関しては既存、新型を問わず常から予防対策を履行致します。
- ・大規模な感染症蔓延や大規模災害時は「災害対応」とさせていただきます。

当事業所が実施するサービスの内容について説明を行いました。

事業者名称 社会医療法人 誠光会 草津ケアセンター訪問リハビリステーション

業者住所 滋賀県草津市野村2丁目13番13号

管理者 濱田 康夫

説明者

上記内容の説明を受けました。

年 月 日

ご利用者のお名前

説明を受けられた方

(続柄:)

【予防訪問リハビリテーション】サービスの利用料

【単位数】

(単位 報酬単位)

介護保険区分	算定単位・条件	20分	40分	60分
予防訪問リハビリテーション費2	1回(20分)あたり	298	596	894
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回(20分)あたり	6	12	18
短期集中リハビリテーション実施加算	1日あたり	200		
口腔連携強化加算	1回/月	50		
退院時共同指導加算	利用初月のみ	600		
予防訪問リハ12月超減算	開始12か月超1回(20分)あたり	△30	△60	△90

*1単位、10.55円で計算されます。(利用料に10.55を乗じる)

【1割負担】

(単位 円(消費税込))

介護保険区分	算定単位	20分	40分	60分
予防訪問リハビリテーション2	1回(20分)あたり	315	629	944
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回(20分)あたり	7	13	19
短期集中リハビリテーション実施加算	1日あたり	211		
口腔連携強化加算	1回/月	53		
退院時共同指導加算	利用初月のみ	633		
予防訪問リハ12月超減算	開始12か月超1回(20分)あたり	△32	△64	△95
領収書の再発行	1通につき	550		

【2割負担】

(単位 円(消費税込))

介護保険区分	算定単位	20分	40分	60分
予防訪問リハビリテーション2	1回(20分)あたり	629	1,258	1,887
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回(20分)あたり	13	26	38
短期集中リハビリテーション実施加算	1日あたり	422		
口腔連携強化加算	1回/月	106		
退院時共同指導加算	利用初月のみ	1,266		
予防訪問リハ12月超減算	開始12か月超1回(20分)あたり	△64	△127	△190
領収書の再発行	1通につき	550		

【3割負担】

(単位 円(消費税込))

介護保険区分	算定単位	20分	40分	60分
予防訪問リハビリテーション2	1回(20分)あたり	943	1,887	2,830
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回(20分)あたり	19	39	57
短期集中リハビリテーション実施加算	1日あたり	633		
口腔連携強化加算	1回/月	159		
退院時共同指導加算	利用初月のみ	1,899		
予防訪問リハ12月超減算	開始12か月超1回(20分)あたり	△95	△190	△285
領収書の再発行	1通につき	550		